

「生活習慣病管理料」について

2024年6月の診療報酬改定において、これまで当院で算定してきた

「特定疾患療養管理料」の対象疾患のうち

「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外

になりました。

当院では、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が主病の患者様には、

個人に応じた「療養計画書」を作成し、より専門的・総合的な治療

管理を行う **「生活習慣病管理料」** を算定すること

になりました。

個々に応じた目標設定・血圧や体重、食事、運動に関する具体的な

指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」に説明を受けた後、

署名をしていただく必要があります（初回のみ）。

患者様の状態に応じて、28日以上長期処方またはリフィル処方箋

を発行することが可能です。（症状に応じて担当医が判断します）

ご理解とご協力をお願いいたします。

2024年6月1日
医療法人社団ほたか会
群馬パース病院